

アレルギー確認票(個人用)について

アレルギー確認票(個人用)は、アレルギー確認票(団体用)にてアレルギー対応の利用者が確認出来た後、該当する利用者の保護者(または本人)に家庭や給食での日頃の対応を記入していただくものです。団体用と合わせて期日までに提出して下さい。

これは安全に食事を提供する為、アレルギー対応内容をより詳しく確認する重要な書類となりますので、高校生以下は必ず保護者の方の記入をお願い致します。

提出いただいた確認票(個人用)は、利用期間中の食事提供の為にのみ利用します。また内容について不明な点、より詳細にアレルギーの確認をする場合に、保護者の方(または本人)へ施設の担当者から連絡をさせていただく場合がございます。

～ 確認票提出までの流れ ～

- ①アレルギー対応の必要な利用者を確認後、**アレルギー確認票(団体用)**に記入する。
- ②アレルギー対応の必要な利用者に**アレルギー確認票(個人用)**を配布。
※中学生以下は保護者での記入をお願いします。
- ③アレルギー確認票(個人用)回収後、団体用と合わせて期日までに県立青少年の家へ提出。

※アレルギー確認票(個人用)中にある **コンタミ(=コンタミネーション)** について

コンタミ(コンタミネーション)とは、食品を製造する際に原料では使用していないが、アレルゲンとなる材料が意図せず混入する(同じ製造工場内でアレルゲンとなる材料を使用している)ことをいいます。